Title	フランス第五共和制下のゴーリスト政党の構造と特質(3)
Author(s)	小野, 善康
Citation	北大法学論集, 30(4), 187-226
Issue Date	1980-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16299
Туре	bulletin (article)
File Information	30(4)_p187-226.pdf



フランス第五共和制下の

ゴーリスト政党の構造と特質

(三) 小

野

善

康

第三節 U. N. R.—U. D. T. の成立

第四章 第三章のまとめ 党機構

第一節

第二節 党員及び党支持者 党組織

第四章のまとめ(以上第二十九巻第二号)

第五章 議員グループ

第一節 議員の議会活動に対する厳格な規制 議員総会・議員グループ会長・政治局

専門研究グループ

第四節 第五章のまとめ(以上本号) 議員研究集会

北法30(4・187)869

第一節

U・D・Tの構造と思想

U・D・Tの成立

(U. N. R.—U. D. T. の成立)

U・N・RのU・D・T(労働民主同盟)との合併

第二章のまとめ(以上第二十八巻第三号)

第二章 アルジェリア問題をめぐる党内の分裂とその克服

第一章のまとめ

U・N・Rの成立

第四共和制下のドゴール支持政党

第一章 U・N・R(新共和国連合)の成立

第一節

はじめに

目

次

第二節

第六章 第一節 ゴーリストの思想 ドゴールの思想

ミシェル・ドブレの思想

第四節 第三節 シャバン=デルマスの思想 ポンピドゥーの思想

第六節 その他のゴーリストの思想 ルネ・カピタンの思想

大統領・政府とゴーリスト政党

第五節

ポンピドゥーとゴーリスト政党 ドゴールとゴーリスト政党

第三節 政府とゴーリスト政党

む

す

第五章 議員グループ

時には過半数に達する――勢力を保ち、多数派の中核を形成して 力をもたなかったが、国民議会においては常に過半数に近い―― 大きな影響を与えたと考えられる。本章では、この国民議会にお いたから、その議員グループのあり方は第五共和制の政治生活に プを形成して来た。ゴーリスト政党は元老院においては大きな勢 院議員とは、いずれも、議院規則にのっとり、独自の議員グルー ゴーリスト政党に所属する国会議員、即ち国民議会議員と元老

> 後、研究機関である専門研究グループを考察し、最後に議員研究 けるゴーリスト政党の議員グループを取りあげ、その構造を明ら 集会という非公式なものではあるが重要な機関を考察する。 る議員総会、議員グループ会長、政治局の三機関を考察し、その に対する厳格な規制を考察し、次いで、グループ運営の機関であ かにしたい。先ず、この議員グループに特有な、議員の議会活動

(1) ゴーリスト政党は今日まで何度か党名を変えたが、ゴーリ (2)例えば、一九七三年一月一日の時点において、 元 老 院 の U・D・Rグループはアパランテ (apparentés—連合した者) を含めて三四人であった。この時の元老院議員の総数は二八 点については註(3) の表を参照)。 これはゴーリスト政党 とその議員グループの関係が緊密であることを示している。 スト政党の議員グループは、国民議会のそれも元老院のそれ 常に党名をもって議員グループの名称としてきた(この

(3)議会選挙の直後におけるゴーリスト政党の議員グループの になる。 勢力(アパランテを含む)を簡単な表にして示すと次のよう るであろう。cf. L'Année politique 1973, p. 380-382.

一人であったから、U・D・Rの勢力は極めて弱いことがわ

1306. 11	1070 11	の年月	競会選挙
République	Groupe de l'Union pour la	グラニノの仏容	まっ ような学
200	200	の勢力	グループ
9/6	1	心戒貝奴	\$ # # #

好部 小船		クルーン	1
の年月	グループの名称	の勢力	の勢力 総蔵貝数
	Groupe d'Union pour la		
1962, 11		233	482
	_		
1067 3	Groupe d'Union démocrati-	200	381
1001. O	que pour la Ve République	200	100
	Groupe d'Union des		
1968. 6	Démocrates pour la	292	486
	République		
	Groupe d'Union des		
1973. 3		183	490
	République		

(原資料は L'Année politique 1959, p. 611-613, L'Année politique 1962, p. 691-693, L'Année politique 1967, p. 377-379, L'Année politique 1968, p. 376-377, L'Année politique 1973, p. 378-380)

第一節 議員の議会活動に対する厳格な規制

によって選出されたU・N・Rの議員たちは、一二月八日の議員遡る。既に第一章で記したとおり、一九五八年一一月の議会選挙議員の議会活動に対する厳格な規制はU・N・Rの成立にまで統一を与え、政府を強力に支持することに寄与した。

げることができる。

厳格な規律は議会におけるグループの行動に

て習らして(本志、第二十八巻、第111分、六八気参系)。 決められた投票規律を受けいれること」を主な内容とする誓約書 ール将軍の活動を支持すること」及び「グループの多数によって グループの最初の集会において、「議会及び選挙区において ド ゴ

誓約において、特定の政策に対する同意ではなく、ドゴールとに署名した(本誌、第二十八巻、第三号、六八頁参照)。

々国民議会議員はU・N・R=ドゴールという方程式のお陰で選大会の時、アビブ=ドゥロンクル(M. Habib-Deloncle)が「我哲約した背景には、これより後、一九五九年一一月の第一回全国党の議員グループの特徴が出ている。議員たちがドゴール支持をいう特定の人物に対する支持が強調されている点にゴーリスト政いう特定の人物に対する支持が強調されている点にゴーリスト政

て勝利を収めたという事実がある。議員の投票をグループの決定うに、議員たちが選挙戦においてドゴールとの結びつきを強調しび政策に対する無条件の忠誠という義務をつくった」と語ったよび政策に対する無条件の忠誠という義務をつくった」と語ったよ出され、成功を収めた。この方程式は找々に対して将軍の人物及出され、成功を収めた。

プの議決によって厳格に拘束する議員グループの規律の存在をあ、修正案の提出、賛否の投票、質問等の議会活動を議員グルースト政党の堅固さを支えていた一つの要因として、所属議員の発い・一での堅固な政党であったことをあげることができよう。このゴーリい・一での堅固さを支えていた一つの要因として、所属議員の発い・一での議論とんど見られない、過半数ないし過半数に近されば、大学の経典を表表して、それが常に国民議会における議員グループの重要な特徴

の支持を確保するためのものであったと考えられる。 (*)によって拘束するという投票規律は、ドゴール将軍に対する議員

ている。(4)であったと言われない(問題の)投票の他は、投票規律が原則」であったと言われない(問題の)投票の他は、投票規律が原則」であったと言われない(問題の)投票の他は、投票規律が原則」であったと言われない(4)であった。(4)である。

成立し、投票規律にかんして次のような条項が設けられた。一九六○年九月の第一回議員研究集会において、規約の修正が

「グループの内部において表現の自由と投票の自由は完全なものである。日常の議会活動において、発言・書面・投票において、グループのメンバーはグループの多数の考えとの 堅い 連帯が投票規律(la discipline de vote)を決定したばあいには、そが投票規律(la discipline de vote)を決定したばあいには、それは強制的な義務(obligation impérative)となる。」

この規定は全くそのまま一九六二年一二月に定められた議員グ

すれば、それだけで、委員会におけるグループ所属の委員の投票

た。(6)月に改正された規約の二五条にもほとんどそのまま取り入れられ月に改正された規約の二五条にもほとんどそのまま取り入れられ、一九六八年七ループ規約の二四条の一部分として取り入れられ、一九六八年七

プ規約には、議員の投票規律にかんして、右の条項に加えて次の一九六二年の議員グループ規約および一九六八年の議員グルー

「グループによって与えられる委託(mandats)の遂行におい条項が置かれている。

て、グループの多数の政治思想に服する義務は強制的なものである。とくに、この義務は委員会において是非必要である。同様る。とくに、この義務は委員会において是非必要である。同様に、グループの政治活動の手段を弱めることになる委員会の会議に、グループの政治活動の手段を弱めることになる委員会の会議に、グループの投票を方向づける」(一九六二年の規約の二五条)。右の条でおける所属議員の投票を拘束するためには、本会議におけるグルー項は、「グループは …… 必要なときには、委員会におけるグループの代表者の投票を方向づける」(一九六二年の規約一五条、一九プの代表者の投票を方づける」(一九六二年の規約一五条、一九プの代表者の投票を方づける」(一九六二年の規約一五条、一九プの代表者の投票を方づける」(一九六二年の規約一五条、一九プの代表者の投票を方づける」(一九六二年の規約一五条)とは必要である。同様における所属議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定ない。例えば議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定ない。例えば議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定ない。例えば議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定ない。例えば議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定ない。

は拘束されることになる。

うになる。↓、国民議会の本会議においては、議員グループが議 自由である。 口、本会議においては、 議員グループが「投 票 規 員の投票を拘束する「投票規律」を決定しなければ議員の投票は 以上の投票規律にかんする条項の重要な点をまとめると次のよ

員会においては、たとえ議員グループが委員の投票を 拘 束 する 律」を決定したばあいは議員の投票はこれに拘束される。白、 否の態度を決定すれば、委員の投票は拘束される。 「投票規律」を決定しなくとも、議員総会が法案などに対する賛

よう。 が議員グループの規約にある。それらを、条文に即して掲げてみ 議員の投票に対する規制の他にも、議員の行動を規制する規定 決議案、 口頭質問、 政治的に重要な書面による質問、

治局の同意を得なければならない。 政治的に重要な修正案を国民議会の理事部に上程するには政

又は決議案に署名して共同提案者になるには政治局の同意を ゴーリスト政党の議員グループに所属しない議員が出す法案

議員が個人の資格で議会の討論において発言するときはグル 得なければならない。

い。(以上は全て一九六二年の規約の一七条、一九六八年 の(で)

ープの会長と協議をするか又は会長に予告しなければならな

規約の一七条)

。議員はグループ内の専門研究グループの研究の結果を政治局

の同意なしには公表できない。(一九六二年の規約の一八条) 九六八年の規約の一八条)

委

ては、議員の自由な行動が許される余地というものは極めて少な このように見てくると、ゴーリスト政党の議員グループにおい

議員がこれらの規制を無視することは規約違反となり制裁が加

いと言える。

えられる。その手続は次のとおりである。

な場合には政治局に付託する。(一九六二年の規約の 二六 条、 ったばあい、会長が関係者を呼んでその意見を聞き、 ₩ グループのメンバーの「規約の諸条項に対する違反」があ 制裁が必要

九六八年の規約の二六条)

とができる。制裁には、⑴譴責(rappel à l'ordre)、⑵一定期間 のグループの集会からの排除 政治局は、関係者の意見を聞いた後で、制裁を言い渡すこ (最長で会期末まで)、3一定期間

の役員の職権 (délégation de mandat) の剝奪 (最長で会期末ま

北法30(4・191)873

条、一九六八年の規約の二七条

資

で)、⑷有期又は永久の除名がある。(一九六二年の規約の二七

一週間以内に不服の申立てをすることができる。この不服の申立 (三) 有期又は永久の除名に対しては、制裁を宣言された議員が

てについては、議員グループが臨時の集会を開いて判断を下す。 (一九六二年の規約の二七条、一九六八年の規約の二七条)

いる。

厳格に適用されたのであろうか、また議員はこのような規制をど いて興味深い。この手紙には次のような一節がある。 宛てた手紙は、議員の議会活動に対する規制の実態をよく示して 会議員アシル・プルティ (Achille Peretti) がグループの会長に のように受けとめていたのであろうか。一九六三年七月、国民議 さて、議員の議会活動に対するこのように厳格な規制は現実に

発動されるべき諸条件をはっきり規定している。ところが、グル いての討論や採決の時、個人的な意見を表明すれば、それは必ず な重要性しかもたない修正案を対象とする(法案の)一部分につ 易に再検討されるということを我々は皆知っている。また二次的 ープによりなされた決定が政治局又は他の権力の要求によって安 「我々のグループの規約は、投票規律 (discipline de vote) が

議場のU・N・R―U・D・Tの幹部の友情に充ち且つ実質的な

は、実質的には全て許されていない。③ドゴール将軍や政府のメ

激怒を引き起すことを我々は皆知っている。」 「どんな状況の下においても、国民議会議員が、自分自身の考

の問題に関するごく僅かな討論や妥協をも拒否するのは間違って えをもっていないかのように行動し、且つ、基本的に技術的次元

である。 [] るいは、政府のメンバーの誰それの名で不満が出されるのは残念 「余りにもひんぱんに、ドゴール将軍の名で希望が出され、あ

要求によって簡単にくつがえされること。②二次的な重要性しか これは実質的に大統領ないし政府を指すことは明らかだが――の ループの総会で一度なされた決定が、一政治局又は他の権力」――

ここで言われていることで重要な点は次の三点であろう。⑴グ

もたない問題にかんする討論の時であっても、個人の資格で発言

しかし、プルティの言うところによると、個人の資格 での 発言 協議するか又は彼に予告しなければならないことになっている。 言するときは、事前にグループの会長(又は彼が指定する者)と すればグループの幹部の激怒を生ずること。議員グループの規約 (一七条) によれば、議会の討論において議員が個人の資格で発

(=)

ば、一九六八年一一月初め、議員グループの会長アンリ・レイは 直接的にあるいは間接的に、他の議員の口からも聞かれる。例え が政府に対する関係で自律性を失っていることに対する批判は、 自律性がそこなわれていること。

議員の議会活動に対する規制が厳しすぎることと議員グループ

関するレフェレンダムの運動が展開されている最中の一九六○年

レイモン・ドロンヌは、一九六一年一月八日のアルジェリアに

一二月一六日、九人のU・N・R議員グループの議員とともに、 「権力は余りにしばしば明白に左派的な、反国家的政策を為して

した。政治局はレフェレンダムの終るまでレイモン・ドロンヌに(ミ)

いる」、とする政府のアルジェリア政策を批判する声明文に 署 名

を考慮して「譴責」の処分にとどめた

これに対してレイモン・ドロンヌはむしろ態度を硬化させた。

日、彼がレフェレンダムに対する反対運動に参加しなかったこと 対する処分を保留し、レフェレンダムが行なわれた後の三月二一 派の指導者ルイ・ヴァロンに対する除名処分の二つの例をとおし

議員に対する制裁の実態を少しく見ておこう。

ンバーの名で、ひんぱんに希望や不満が出され、議員グループの

ランス第五共和制下のゴーリスト政党の構造と特質

首相に長い手紙を送って議員たちの政府に対する不満を伝えた。

この手紙において、レイは「グループの投票規律によって、法案

がグループのほとんど全員一致で可決されるという慣行を続ける

ことは棄権を奨励する恐れがある」と言った。また、後に見るよ

うに、

一九七一年九月の議員研究集会における

「議会活動の組織 及び執行府と立法部の関係に関する分科会の報告」は、議会の復

権をはかるための具体的な提案をしているが、この提 案 の 中

は、「個人投票の義務などの規定を現実化すること」という 項 目

がある。この提案に自分たちの議員グループの現状に対する批判

が含まれていることは明らかである。

議員に対する制裁は、現実にどのように行なわれているであろ

うか。一九六一年一一月になされたレイモン・ドロンヌ (Raymond

Dronne) に対する除名処分と、一九六九年一一月 になされた左

·ゴール支持者を結集する目的で、「共和国の統一と擁護」(Unité

ランスの枠の内でアルジェリア問題を解決する」ことを主張する 予算について反対票を投じ、サラン (Salan) 修正案に署名し、「フ シュミットレンに対して出した。彼は、その後、アルジェリアの することを妨げない」とする手紙を議員グループ会長レイモン・ 彼は「私のドゴール将軍への忠誠は、私が意思表示の自由を保持

et Sauvegarde de la République) を創設し自らその長となっ

北法30(4・193)875

及び政策と闘いつづけた」と言った。

(2)

び投票によって、組織的に(systématiquement)ドゴールの人物由を、「何度かの警告にもかかわらず、R・ドロンヌは、書面 及譲員グループからの除名を決定した。党のコミュニケは除名の理議員がループからの除名を決定した。党のコミュニケは除名の理

「ポンピドゥーが大統領の職務についている間は、ポンピドゥールイ・ヴァロンが『反ドゴール』という著書を公にしたことにある。こル』(《L'Anti-de Gaulle》)という著書を公にしたことにある。これの著書には当時のポンピドゥー大統領に対する強い批判が含まれていたため、党内からルイ・ヴァロンに対する非難が生じた。国民議会議員ユベール・ジェルマン(Hubert Germain)はルイ・ビアロンが『反ドゴール』という著書を公にしたことを非難し、

同年一○月二八日議員グループの政治局は会合を開き、ルイ・のも考えられてはならないし発展してはならない」と言った。(♡

の権力 (autorité) の行使を害するような政治活動は、いかなるも

の申立てをした。一一月五日、定例の議員総会が開かれ、総会は全員一致で除名を決定した。これに対してルイ・ヴァロンが不服(3)ヴァロンの言い分を聞いた上で、メンバーの秘密投票を行ない、

の除名は理由がないと主張していたが、除名理由の説明は遂に聞一で最終的に彼の除名を決定した。ルネ・カピタンらはヴァロン(空)(の)の発明を聞いた後、賛成一二七、反対五一、白票ルイ・ヴァロンの弁明を聞いた後、

厳格な規制の存在は、一方でグループの団結に役立ったが他面で以上、議員の議会活動に対する規制を見てきたが、このようなするものであることを示していると言えよう。

かれなかった。それは、この除名が多分に党内の勢力関係を反映

議員の本会議等の会議における欠席をもたらした。

- (Le Monde, 23 oct. 1959)
- (N) cf. P. Avril, op. cit., p. 37.
- (m) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 144
- (5) Le Monde, 24 sept. 1960.

(�) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146

(6) 本章においてしばしば議員 グルーブの 規約を引用 する(6) 本章においてしばしば議員 グルーブの 規約を引用 する。

れは次のように定めている。(7)この点について、規約の定め方は詳細かつ複雑である。そ

「組織されない討論(les débats non organisés)において、個人の資格で発言しようとする者は、グループの会長又は会長が指名する補助者と事前に協議しなければならなて、希望する発言時間と扱う問題とを予告しなければならなて、希望する発言時間と扱う問題とを予告しなければならない。組織されない討論(les débats organisés)において発言しようと嫌された討論(les débats non organisés)において、通知の資格で発言しようとする者はグループの会長又はて、個人の資格で発言しようとする者にある。

- 「イン・ナン・ノス・ヒー)見引り着き見いまう。(9)この点に関するグループの規約は次のとおりである。
- の規約の二六条) の規約の二六条) できる」(一九六二年の規約の二六条、一九六八年 に関係者を呼んでその意見を聞く。会長は彼を政治局に付託 に関係者を呼んでその意見を聞く。会長は彼を政治局に付託 を関係者を呼んでその意見を聞く。会長は他の の話条項に対する違反があった場合には、会長は一週間以内 東する。グループのメンバーはこの規約の諸条項を守ることを約
- (\(\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\text{\texit{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text
- (三) Le Monde, 21 mars 1968.
- (A) Le Monde, 15 sept. 1971. (A) L'Année politique 1961, p. 31
- (4) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 148.
- (5) L'Année politique 1961, p. 151.

- (4) Louis Vallon, L'Anti-de Gaulle, éditions du Seuil, 1969.
- ことを考えていることを報じている。 国民議会議員がルイ・ヴァロンを議員グループから除名する(钌)Le Monde, 28 oct. 1969. ルモンド紙は、同時に、若干の
- (18) 政治局のコミュニケは、「ヴァロンが、 その著書の公表とれたことを確認した」と言っただけで、除名の理由を言わなれたことを確認した」と言っただけで、除名の理由を言わなかった。(Le Monde, 29 oct. 1969.)
- (으) Le Monde, 7 nov. 1969.
- (Le Monde, 31 oct. 1969.) (20) 政治局によるヴァロンの除名決定の直後、U・D・Tはカ
- (21)ヴァロンの除名は、一九六九年九月のU・D・Tの再建、(21)ヴァロンの除名は、一九六九年九月のU・D・Tの野派の対抗手段を離れようとする動きに対するU・D・R多数派の対抗手段を離れようとする動きに対するU・D・R多数派の対抗手段を離れようとする場合という性格が強いように思われる。
- 出席率の悪さを示すものである。 Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 149)。このことは、 議員のCharlot, L'U.N.R., op. cit., p. 149)。このことは、 議員の出席を要求したことが何度かある(J.

第二節

議員総会・議員グループ会長・政治局

り、ここでは議員総会、会長、政治局について順次考察しよう。 集会も、一つの機関と考えてよいであろう。これらの諸機関のう ていないが、年に一度か二度全議員が集まって開かれる議員研究 関として専門研究グループを設けている。規約には何らふれられ 機関として、議員総会、会長、政治局という機関を設け、研究機 議員グループの規約に従うと、グループはその議決及び運営の 専門研究グループと議員研究集会については、次節以下に譲

議員総会

れなければならないと定めている(一九六二年の規約の一四条、 る信任又は不信任の投票の時には必ず事前にこの議員総会が開か 長の要請により臨時に開かれると定められている(一九六二年の 週間に一度以上定められた日時に開かれ、その他必要な時には会 会の会場にした。議員総会は、国民議会が開かれている間は、一 きなコルベールの間(salle Colbert)を与えられ、ここを議員終 規約の一四条、一九六八年の規約の一三条)。 ゴーリストグループは国民議会の置かれたブルボン宮で最も大 規約は政府に対す

> 議員総会をさしているから、この規定はグループの議員総会がグ している(一九六二年規約一五条、一九六八年規約一五条)。ここ け、発議 (initiative)や発言を決定し、発言者を指名する」と規定 に言われている「グループ」は、前条の規定をうけてグループの 必要な時には委員会におけるグループの代表者の投票 を 方 向 づ づいて、主権的に(souverainement)、 政治上の態度を決定し、

の準備が極めて大きな役割を果すことになり、 と定める。このような制度の下においては、 されてはならない。政治局が一人又は数人の報告者を指名する」 程に登載されない問題は、いかなる問題もグループによって討論 般の議員の役割は限定されたものにならざるを得ない。 政治局における事前 議員総会における

intérieur)はこの制約をより具体的に、「政治局によって審議日

グループの議員総会に関する内規(réglement

点は見逃せない。

規定に、「政治局の提案に基づいて」 という制限が付されている

ループの最高決定機関であることを示すものである。しかしこの

の規約の二七条)権限も有している。 れについて判断を下す(一九六二年の規約の二六条、一九六八年 除名処分について、議員から不服の申立てがあった場合にこ 政治局がなした議員に対する制裁

5

議員総会はまた、

(処置

のう

一九六八年の規約の一三条)。

議員総会の権限について規約は「グループは政治局の提案に基

とを見たが (第四章第二節五)、 グループの会長の地位はこれと 先に党組織における代表者である党総務の地位は高くはないこ

二、議員グループの会長

は異なり、規約の上でも実際上も極めて高い。

会長の高い地位は主として二つの点に由来する。一つは会長が

単独でグループを指導するとする組織の構造である。規約は「グ 規約三条)と規定しているから(一九六八年規約三条もほとんど って補佐される (assisté) 会長によって指導される」(一九六二年 ループは五人の副会長及び一六人のメンバーからなる政治局によ

同じ)、形の上でも政治局ではなくて会長が議員グループを指導

うに、全議員の秘密投票で選出される。このような全議員の総意 規定されており(一九六二年規約三条)、具体的には後述するよ 方法に由来する。会長はグループの議員総会で選出されることと することになっている。会長の地位の高さは、第二に、その選出

六八年の規約の二六条)。

地位を高めるのに寄与していると考えられる。 によって会長を選出するという方法がとられていることが会長の

活動のあらゆる状況において、且つ、全ての対外関係においてグ 会長は以下に掲げるような大きな権限を有している。 会長は議会の内外でグループを代表する。規約は、 議

会

び他の議員グループに対して会長がグループを代表してその意見 と規定している。この規定は具体的には、一方で大統領、政府及 を伝え、他方で大統領や政府の意思は会長をとおしてグループに

ループを代表する」(一九六二年規約四条、一九六八年規約四条)

伝えられることを意味する。(3)

治局に付託することができる(一九六二年の規約の二五条、一九 ていないと判断したばあい関係者を呼んで意見を聞いた上で、政 している。より具体的には、グループのメンバーが規約を遵守し る」(一九六二年の規約の四条、一九六八年の規約の四条)と規定 る。規約は「会長はグループの規約の尊重と内外の規律を確保す 会長の第二の権限はグループの規律を確保する ことで

président délégué)を任命し、またグループのメンバーの中から 会長は五人の副会長の中から会長 代理 の 副 会長

が責任を負う(一九六二年の規約の四条、一九六八年の規約の五 若干の補佐人 (assistants) を指命する。 条)としている点も会長の地位が高いことを示すものである。 佐人は会長に対してだけ責任を負い、彼らの行為については会長 会長代理の副会長及び補

会長は、また、臨時のグループの議員総会を召集し(一九

北法30(4・197)879

九六二年の規約の九条)。 び七条、一九六八年の規約の九条)、且つこの会議を司会する(一

する者として政治局の会議に参加し(一九六二年の規約の九条及 六二年の規約の一四条、一九六八年の規約の一三条)、議決権を有

程緊急を要するばあいには、会長が単独に「緊急の決定」をなす (一九六二年の規約四条、一九六八年の規約四条)。 (H) グループの議員総会、政治局の会議を開くことの出来ない

の時には四人の議員が立候補した。この時には、その中の一人ル が選出されている。一九五九年四月、第三代目の会長を選ぶ選挙 場合も党の中央委員会によってグループに示された唯一の候補者・ される。この会長選挙の方法は、形式的には極めて民主的だと言 イ・テルノワールはいわゆる「公認の」(officiel) 候補者であっ 会長を選ぶ選挙(一九五九年一月一四日)においては、いずれの える。しかし、実際の選出過程を見ると事情はそれ程単純ではな 始の前に、グループの総会において選挙で選ばれる。(5) は、個人の秘密の投票を行ない、投票数の過半数を得た者が選出 議員グループの会長は、規約によれば、毎年の最初の会期の開 初代の会長を選ぶ選挙(一九五八年一二月九日)、第二代の 具体的に

> 二四票対七二票で対立候補を破った。一九六〇年三月八日の選挙 一九五九年四月の時には結局、テルノワールが決選投票で一

会長に据えることによってグループの政府に対する立場を強くし である。一九六三年四月には、前首相のドブレを議員グループの は究極的には議員たちが主体的に選出しうることをも示したもの あることは明らかであるが、それは同時に、議員グループの会長 は、多くの議員の大統領や政府に対する不満の存在を示すもので レーグ七八票で、シュミットレンが会長に選出された。この結果 の得票であったが、決選投票でシュミットレン九八票、ヴァラブ ブレーグの他レイモン・シュミットレンら四人が立候補した。 が破れるというハプニングが起った。この度の選挙には、ヴァラ の時には「公認の」候補者ヴァラブレーグ (André Valabrègue) 回選挙ではヴァラブレーグが六二票、シュミットレンが五四票

議員の補欠選挙の日以降に延期することを決めた。ドブレ自身が

ようとの意図から、議員グループの総会は四月三○日に予定して

いた会長選挙を、ドブレが選出されるはずの五月五日の国民議会

公認の候補者とは大統領及び首相の意にかなら人に他ならな

五票という圧倒的多数の票を集め会長に選出された。アンリ・レ

であったが、一九六八年一一月に会長の立場で首相に出した手紙い間会長ポストにとどまった。彼は、いわゆる「公認の」候補者イは翌一九六四年四月に投票者の全員一致で再選され、その後長

統領や首相の支持とともに、議員たちの支持をも必要とするポスな人物が何度も会長に選ばれたということは、会長のポストが大に従ら人物ではないことをよく示している。アンリ・レイのように従ら人物ではないことをよく示している。アンリ・レイのようには厳しい政府批判が展開されており、彼が政府の意向に無批判であったが、一九六八年一一月に会長の立場で首相に出した手紙

トであることを示していると言えよう。

局のメンバーと法定メンバーで構成される。かれる。政治局は五人の副会長とグループが選出する固有の政治会長を補佐する機関として政治局 (le bureau politique) が置

政治局のメンバーの中で副会長が大きな権限をもっている。一

限はより実質的なものになったと言えよう。

一九七〇年頃の時点では、会長は他の四人の副会長に対して、

(一九六二年規約四条、一九六八年規約五条)。この会長代理副会一人を会長代理副会長 (un vice-président délégué) に任命する一人を会長代理副会長 (un vice-président délégué) に任命する一人を会長代理副会長 (nu vice-président délégué) に任命する人で活象が、一九六八年の規約は副会長選出に関する規定を置い九六二年の規約は副会長は議員総会で選出されることを明示した

と一九七〇年頃とでは異なる。 年規約五条)ものとされるが、その任務の実態は、一九六二年頃グループを組織し且つ指導する」(一九六二年規約四条、一九六八長の任務は「事務レベルにおいて (sur le plan administratif)、

準備する」という任務をもつようになった。会長代理副会長の権業団体から出された要求、こういうものに対する政治局の決定を議員法案、グループのメンバーの口頭又は書面の質問、社会=職議員法案、グループのメンバーの口頭又は書面の質問、社会=職議員法案、グループのメンバーの口頭又は書面の質問、社会=職業団体から出された要求、こういうものに対する政治局の決定をでいる。という任務をもつようになった。会長代理副会長は、①書記した。日本によれば、会長代理副会長は、②高を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の仕事(Service d'accueil)を組織し指導すること、②応対の任務を負うの任務を負が出来している。

プの担当者に指名している。(2)(語会行動委員会」(これについては後述)、四専門研究グルー(2)「議会行動委員会」(これについては後述)、四専門研究グループの会計の監査及び各省との連絡、臼委員会、

グループ出身の、国民議会の主要な役職者である国民議会の議

北法30(4・199)881

長、

副議長、

財務官、常任委員会の委員長、予算の総括報告者、

資

員長が、一九六二年の規約によっても一九六八年の規約によって 常任委員会の委員長がグループのメンバーでない場合はその副委

けるヨーロッパ民主連合グループ (U. D. E.) の会長が法定メン て、党総務(党総務が国会議員である場合だけ)、欧州議会に お 、法定メンバーとされる。一九六八年の規約では、これに加え

九六八年の規約はやや奇妙にも思われる規定を設けている。 グループによって選出されるメンバーの選出方法にかんして、 バーにされている

人の選出されるメンバーのうち二一人は地域別に選出されなけれ 経済上及び地理上の地域の公正な代表を尊重するために」、二七

ばならないとした(二四条)。

グループによって選出されるメンバーは一九六二年の規約では

ーは三三人、法定メンバーは二五人となっている。 していない。一九七一年四月時点においては、選出されたメンバ 一六人と明示されていたが、一九六八年の規約はこの点全く言及

約に即して掲げるとそれは次のようになる。 政治局は議員グループの中で大変大きな権限を有している。

修正案を作成する目的で行う、政治的問題の検討。

国民議会の役職への候補者、 国民議会の委員会へのグルー

(_)

グループの総会を開く余裕のない程緊急を要する時、

プの代表者などの名簿の作成。

年の規約の六条、一九六八年の規約の七条) の決定を行なうこと。(以上の三項目は、いずれも一九六二

決定。(一九六二年の規約の一七条、一九六八年の規約の一 る質問などを国民議会理事部に提出することを許すか否かの

(PY)

グループのメンバーが議員提出法案、

口頭質問、

書面によ

七条)

(II)

専門研究グループを監督すること。具体的には、

研究の結

果を発表することに同意するか否かを決定することなど。 果について定期的に報告を受け、専門研究グループが研究結

 $\langle \cdot \rangle$ (一九六二年の規約の一八条、一九六八年の規約の一八条) 規律維持の権限の行使。具体的には、政治局は会長からの

(一九六二年の規約の二五条及び二六条、一九六八年の規約の 付託を受けて、関係者の意見を聞いた後で懲罰を宣告する。

二六条及び二七条

規

政治局の討論は議会対策担当の国務次官が参加して開かれるの

が常で、彼はグループに対しては「政府の代表」であり、政府に

緊急

対しては「グループの代弁者」になったと言われている。

(8) 一九六○年三月一○日付ルモンド紙は、「公認の候

補

者

- (1) この「政治局の提案に基づいて」という言葉は、一九六二年 op. cit., p. 151) 一二月の規約改正の時に付加された。(J. Charlot, L'U.N.R.,
- (a) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 151
- (4) この会長代理の副会長は「事務レベルにおいて、グループ (๑) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146 を組織し指導する」(一九六二年規約の四条、一九六八年の規

約の五条)という任務が与えられる。補佐人の任務について

は一九六二年の規約は何ら定めておらず、一九六八年の規約

- えない。 の個別的職務 (toute mission particulière)」 (五条) と規定 は している。 「グループの働きのために有益であると会長が考える全て いずれにしても補佐人の職務は明確なものとはい
- (5) 一九六二年の規約の三条。一九六八年の規約は会長選出に かんする規定をおいていない。
- (6) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 208
- (7) 即ち初代の会長の選挙においてはレイモン・トリブレが、 p. 231. rice Bayrou)が、 中央委員会によって会長候補者に指名さ 第二代目の会長の選挙においてはモーリス・ベイルゥ (Mau-れ、そのまま選出された。 J. Charlot, L'U.N.R., op. cit.,

- いので、今後の研究に待ちたい。 Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 230) いずれの見方が正しい く内務者からささやかれる (soufflé) のであって、リル通り 候補者の名前---つまり、公認の候補者の名前の意、 う言い方で説明している。これに対しJ・シャルロは「良い か、今の筆者には判断を下すに足る資料をもち合わせていな を「党の指導部及び首相官邸のお気に入り (le favori)」とい ---党本部、筆者註---からではない」と言っている。 ○J. ――は常にエリゼ宮、マティニョン、議長公邸、そして恐ら
- (๑) Le Monde, 10 mars 1960.
- (10)ルモンド紙は、ヴァラブレーグの敗北は 1960) 嫌のしるしと解釈された」と記した。(Le Monde, 10 mars 「陣笠議員の不機
- (Ⅱ) Le Monde, 28-29 avr. 1963
- (일) Le Monde, 18 mai 1963
- (의) Le Monde, 9 avr. 1964
- (4)一九六八年一一月初め議員グループの会長アンリ・レ が、相当に厳しい政府批判が展開されている。 の精神がゆがめられるのを防ぐため、基本的に重要な法文を 伝えた。ルモンド紙によるとその内容は次のとお り で ある 首相に対して長い手紙を送り議員たちの政局に対する不満 アンリ・レイは先ずU・D・Rの国民議会議員たちは法律 イは

北法30(4・201)883

ったのは残念だとした。表わしていたが、政府がこの点についての心配を考慮しなか適用するデクレの研究に直接に関与したいという意思を既に

(15)一九六八年の規約は政治局は選出されるメンバーと法定メ 奨励する恐れがあると言った。(Le Monde, 21 nov. 1968) blées européennes) ンバーからなる(三条)とし、 党総務が国会議員である時には党総務、 の委員長がグループのメンバーでない場合はその副委員長、 んど全員一致で可決されるという慣行を続けることは棄権を イはまたグループの投票規律によって法案がグループのほと なものも政府によって同意が与えられなかったと言った。レ のにもかかわらず、大学改革法案に対する重要な修正はどん した。彼は適切な要求がU・D・Rによって提出されてい を委任されていることを明らかにした。レイは議員たちはそ ちの正当な願いは考慮されるべきだ、という要求を出すこと ついては、U・D・Rの議員に相談すべきであり且つ議員た の国民議会議員の選挙区においてとられる重要な行政手段に なしに廃止されたことを問題にした。またレイは、U·D·R サービス機関 (services locaux) が議員に対する事前の相談)提案が無視されているという感情を抱いていることを指摘 いでレイは行政部のあり方を問題にし、中央官庁の地方 常任委員会の委員長、予算の総括報告者、常任委員会 におけるヨーロッパ民主連合グループ 国民議会の議長、 欧州議会 副議長、財 (Assem

> Þ ど一致している。それ故、一九六二年の規約の下 に 囲は一九六八年の規約の下の政治局の法定メンバーとほとん る。一九六二年の規約の下で政治局の討論に参加する者の範 politique avec voix délibérative) (九条) と規定されてい 局の仕事に参加する」(participent aux travaux du bureau に所属していない場合には副委員長が「票決権をもって政治 委員長、 の会長が政治局の法定メンバーになるとしている (九条)。 (groupes de l'Union démocratique européenne = U. D. E.) ないが、国民議会の議長、 九六二年の規約では法定メンバーという用語は用いられて これらの「票決権をもって政治局の仕事に参加」してい 予算の総括報告者、常任委員会の委員長がグループ 副議長、財務官、常任委員会の おいて

(4) J. Charlot, Le phénomène gaulliste, op. cit., p. 128

た者は、実質的には法定メンバーであったと言える。

- (2) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 176
- 頁。 ジャン・シャルロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲)一四四ジャン・シャルロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲)一四四
- 「四四---四五頁。 129. ジャン・シャルロ、野地訳 『保守支配の構造』(前掲)
- ものとそうでないものに分け、三〇以上の選挙区を含んでい(20)具体的には、レジオンを、三〇以上の選挙区を含んでいる

るレジオンには二議席、三〇未満の選挙区しか有しないレジ

オンには一議席を割り当て、 レジオン内で選ばせる。

(A) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 178 (전) P. Avril, op. cit., p. 75. 第三節 専門研究グループ

(les groupes d'études spécialisés)

Triboulet) は 「議会の六つの大常任委員会に出来るだけ対応す けるという構想が生れた。一九五八年一二月の議員グループの集 の常任委員会に対応する研究グループを議員グループの内部に設 会において、議員グループの会長レイモン・トリブレ(Raymond U·N·R議員グループが結成されると、ほとんど同時に、議会

うな体制をつくるべきだとの構想を公にした。翌一九五九年一月(3) る」「六つの研究グループ (groupes de travail) をつくり、その 中に国会議員がその専門性(spécialités)に従い配分される」よ

> 除く全てのグループの活動は極めて不活発であった。(4) し合いによって議会外の人々の意見を聞くことを重視し、研究グ 開かれた討論集会 (colloque) と円卓会議 (table ronde)」での話 あった時代 (一九五九年一一月まで)、 農業専門研究グループを ループを軽視した。このためアルバン・シャランドンが党総務で 一九六〇

たアルバン・シャランドン (Albin Chalandon) は「広く外部に

戻された。研究グループの地位が確立するのは一九六二年(一一(3) 研究グループの事務局は党本部から国民議会のあるブルボン宮に 年、ジャック・リシャール(Jacques Richard)が党総務の時 月の議会選挙後)に始まる第二立法期になってからである。

一九六二年一二月四日に成立した国民議会議員グループ規約

八条は、専門研究グループについて次のように規定していた。

る諸問題を、党の権限ある機関と連絡しながら検討する任務をも つ常設研究グループ (un groupe d'études permanent) が設けら 「議会活動の各々の部門 (sections) のために、この部門に属す

属のメンバーを含む。 に加えて、そのメンバーになることを望むU・N・Rグループ所 各研究グループは、関係する(議会の)委員会のメンバー 研究グループの数と権限については政治局

が定める。各研究グループの責任者は、政治局と研究グループの

プは、最初はその事務局を国民議会内においていたが、一九五九

になってこの研究グループが実際の活動を開始した。研究グルー

れる。

の研究の結果は政治局の同意なしには決して公表されてはならなープの研究の結果は定期的に政治局に提出される。研究グループメンバーとの協議を経て、政治局によって指名される。研究グル

研究グループに関する定めも右と基本的には変っていない。) 日に定められたU・D・R国民議会議員グループ規約による専門機構として位置づけられていると言える。(一九六八年七月 一 九 表しえまいとされているから、専門研究グループは政治局の下部 専門研究グループの権能は政治局によって定められ、その研究

> 別表の通りになる。 研究グループの構成を国民議会の常任委員会と対応させてみると

						_
ΛÍ	V,	rý	Щ	п́	I,	
・住宅、建設・塩・生産・建設・土産・生産・産設・土産・産設・土産・産設・土産・産業	行政改革	社会問題・社会保障・老人・教育・カ青年・別働・別機・アルジェリア・帰還者(アルジェリア	・	農業	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	へ・叩ばいブレープン 専門研究グループ
(常任委員会に対応していない	(常任委員会に対応していない	文化、家族、社会問題委員会	対政、一般経済及び計画委員会	生産及び流通委員会	外交問題委員会外交問題委員会	国民議会の常任委員会

VII 的に修正されたもの。 九日の通牒によって部分 通牒で定められ、同年七月(一九六三年一月四日の 公衆衛生及び住民 (一九六三年一月四日 (常任委員会に対応していない) プ

に対応する専門研究グル 般行政に関する委員会」 はない 共和国

九日の通牒は次の様に定めている。 専門研究グループの果たすべき役割について、 一九六三年七月

cit., p. 157. による)

Charlot, L'U. N. R.,

「一、各専門研究グループの権限に属する問題を研究すること。

府が) U・D・Tグループの議員によって準備されている議員提出法案 ュマ氏によって、 を検討すること。 時には議員提出法案の草案を作成し、 準備中の政府法案に 関し、 Ξ 権限のある専門研究グループに伝えられた(政 首相によって、 提案 または首相付の国務次官デ あるいはU・N・R-

> 三○日の議員グループの機関誌は政府と専門研究グループとの交 ープに派遣することにしたことを報じた。また、一九六三年四月(。) 策担当の国務次官デュマの下にいる政府の専門家を専門研究グル 通牒は議員グループの会長が首相に懇請した結果、 プとの間には早い時期から交流があった。 提出は、 政府 政府と専門研究グループの交流を前提として い ―具体的には大臣及び省の職員 一九六三年一月四日 と専門研究グル 首相は議会対 る。

右の中、第三の政治法案に対する提案と意見の(政府に対する)

ì 事

流の実情を次の様に伝えている。

大臣たちは専門研究グループにやって来て立法の計画

プ が gramme)の大略を説明したが、専門研究グループの方ではその 務次官一 に、予備草案がかなり早い時期に、デュマ氏 前に専門研究グループの提案を作成することを可能に する た 立法を早くなすようにと政府に要求した。また、専門研究グルー (政府の)予備草案を十分に検討し、 筆者注)によって専門研究グループに伝 えら れ 法案の議会への上程 (議会対策担当の国 め の

会活動はこれまで経験しなかった新しい土台を獲得した」 U・N・R―U・D・Tの専門研究グループの媒介によって、 個 々の専門研究グループの活動はどのようなものであったか。 議

とを議員グループに提案すること。」 に属する問題に関して、 (議員グループが) 態度を決定すべ きこ

au point) い心。

Ŧį.

政治局を通して、

専門研究グループの権能

おいて修正案、 (observations)

口頭質問又は書面による質問を調整する(mettre

を政府に提出すること。

땓

議員グループの名に

(suggestions) と意

見

農業専門研究グループは最も早い時期につくられたもので、最

資 員グループが提出した議員提出法案が法律化されたもの で ある た「農業契約経済に関する法律」は、U・N・R―U・D・T議 も活発に活動したグループである。一九六四年七月六日に成立し

している。

が、この法律の立法過程は農業専門研究グループの活躍をよく示

案の重要性を考慮して例外的な扱いをして、議員グループの副会 まま議員グループの政治局によって可決された。政治局はこの提 な提案」(proposition de synthèse)を作成した。この提案がその れた。そしてベイロの考えと政府の予備草案を考慮した「綜合的 (Beylot) なども参加する農業研究グループの会合で何度も検討さ ctuelle agricole) に関する長い専門的な報告書が提出された。こ の報告書はその後、農業に関する政府の専門家であるべイ 者ヴェイラ (Veillas)によって農業契約経済 (l'économie contra-いて、議員ではなく、そこに招かれた一人の農業生産者組合の責任 一九六三年二月から三月にかけて、農業専門研究グループにお

> 政府が求めた修正の要求を検討した。研究グループが受け入れた る(一九六三年五月一六日上程)前に検討した。議員提出法案が 究グループに来て、議員提出法案が国民議会の事務局に上程され 五月に国民議会に上程された後、一○月になって研究グループは

員又は政府から出された修正案に対する同グループの態度を決定 が審議されている間、農業研究グループは何度か会合を開いて議 同年一二月一三日に同法が第一読会で可決されたが、議会で同法 決め、後に議員グループの会長らの代表団が首相のもとを訪れた。 に連れていくことを議員グループの会長に対して要求することを に法案を議事日程に登載してもらうために、代表団を首相のもと された。一〇月一〇日、グループは予算の第一読会が終った直後 修正は議員グループ内部の立法局 (le service législatif) に付託

専門家ベイロ及び農業大臣ピザニィがこのグループの会合に参加 て、二つの注目すべき点が見られる。第一は、政府の農業問題の 力があったこと。第二にこの研究グループの作成した議員提出法 したことに端的に示されるように、政府との間に緊密な協調・協 この法律の制定過程における農業研究グループの働 き に つ い した。このような経過を経て一九六四年七月法律が成立した。

同意」を与えた。四月二五日農業大臣ピザニィ (E. Pisani) が研

案がそのまま議員グループの政治局で承認され、また法案が国民

大統領は「専門研究グループによって定められた諸原則に対する

長を通して、これをドゴール大統領に示した(一九六三年四月)。

プにやって来た。

る

がそれを検討したことに見られるように、法律の制定に関してこ 議会に上程された後も、修正案が出される度にこの研究グループ の研究グループが終始イニシアティヴをとりつづけた こと であ

した。このグループは農業従事者の代表者と密接な接触を保ち、 三年四月から一九六五年六月迄の間に少なくとも六度このグルー めにこのグループにやって来た。また農業大臣ピザニィは一九六 案を検討する任務をもつ常任委員会の報告者は情況を見極めるた 彼らの事情に精通している。それ故、農業に関する重要な政府法 く、議会の常任委員会や政府に情報を与えるという役割をも果た 農業研究グループは議員提出法案の作成という仕事ばかりでな

を表明」した、と議員グループの機関誌は記している。 ら一歩をなすと考え、「農業大臣によって表明された見解に 対 し 地会社及び農地投資会社」の構想に対し、それが土地国有化へ向 力強く且つ明確に、 教義的な反対 (opposition doctrinale)

農業研究グループがこのように活発な活動をなすことができた

対した。例えば、一九六四年六月、この研究グループは政府の「農

農業研究グループはまた、しばしば政府の考えている政策に反

原因として、議員が伝統的に農業問題に対して関心が 高 い こ と

高いことの二つをあげることができよう。 と、農業団体が議会を通して農民の利益を擁護することに関心が 対外問題専門研究グループの活動は不活発であった。一九六五

年の春までの間に、このグループは四回の会合を開いただけであ その上、ここで大臣によって与えられる情報については「秘密の d'informations à caractère confidentiel) のように」見えると 性格」が強調されたから、この研究グループは「政府とU·N·R なされた時にも、国防小グループは一度も会合を開いていない。 ーU・D・T議員グループとの間の秘密の情報交換所 (un relais 議会で軍事計画法(lois-programmes militaires)の審議が

て大きな関心をもっていないこと、さらに外交問題がその性質上 大統領に委ねられるべき領域だとするいわゆる留保領域という考 動がこのように活発でなかった原因として、対外問題はもっぱら 議員グループの機関誌は記している。 対外問題研究グループの活 っていたこと (第七章で詳述する)、国会議員が外交政策に対し え方がアルジェリア問題以来の第五共和制の政治運営の伝統にな

秘密を伴いやすいこと、などがあげられよう。

経済及び財政問題研究グループはそれ自体の活動は活発とはい

北法30(4・207)889

ij

をした。 する小グループと税制にかんする小グループが比較的大きな働き

えないが、その二つの小グループ、商業、分配、職人問題にかん

目の会合が一九六四年五月に開かれるという状態であった。 めて少なく、一回目の会合は一九六三年二月六日に開かれ、二回(3) 経済及び財政問題専門研究グループはその会合を開くことが極

告書に基いて司法省、財務省、建設省によって準備された政府草 相の下に提出された後、一九六四年五月一三日に国民議会に上程 局で可決され、議会対策担当の国務次官を通してポンピドゥー首 プで可決され、ついで一九六四年五月五日に議員グループの政治 た。この議員法案は一九六四年四月二九日及び三〇日に小グルー 案を検討した後、議員法案の形で対案を作成すること を 決 定 し の部下と共にこの問題を研究した。この小グループは、オゲの報 プのオゲ(Michel Hoguet)らからなる代表団が国爾尚書及び彼 借料金」の問題に力を集中した。 一九六四年四月、この小グルー 商業・分配・職人問題の小グループは「商業上の不動産の賃貸

上高に対する税 (taxes sur le chiffre d'affaires) と地方税 (taxes 税制にかんする小グループは財務省と内務省の協力を得て総売

locales)に関する研究に力を注いだ。一九六三年一一月には、こ

ておらず、草案は下書 (ébauche)の段階であり、最終草案は広く 日ポンピドゥー首相は国民議会のU・N・R議員の部屋にやって 対する議員グループの激しい攻撃の発端になった。翌一二月一七 の小グループは付加価値税(taxes sur la valeur ajoutée)の商 来て、「地方税を付加価値税にかえることはまだ現実の問題になっ 業への拡大に反対し、これが政府の準備している地方税制改革に

府の行動を制約する役割を果したとJ・シャルロは言っている。 策の実施を遅らせたり適用の条件を再検討させたりした点で、政 反対は、それが最後まで貫かれるということはないにしても、政 たちをなだめた。こうした税制小グループの政府の政策に対する 意見を聞いた上で、首相官邸で作成されるだろう」と言って議員

た商業上の不動産の賃貸借料金の決定及び改訂に関する政府提出 の活動について何らの情報が与えられないことに不満を表し、ま グループは、商業全国大会 (assises nationales du commerce) いるところによると、一九六三年一二月、商業・分配・職人問題小 分にはなされなかった。例えば、議員グループの機関誌が記して 経済及び財政問題研究グループにおいては、政府との協力が十

法案について、この小グループが以前に「極めて明確な提案」を

済及び財政問題研究グループの意見を提出した。(※) 出していたにもかかわらず、小グループに対して何の連絡もない のは残念だとして、議員研究グループの代表者の会議において経

を惜しまなかった。彼は何度か個人的にこのグループに来た。一 労働大臣ジルベール・グランヴァルはこの研究グループへの協力 la nation) ことをあげた。旧U・D・Tの左派のゴーリストである であるルネ・カピタンを会長にし、政策目標の筆頭に「労働者階 級を国民の中に再統合する」(réintégrer la classe ouvrière dans 社会問題専門研究グループは旧U・D・Tの左派のゴーリスト

九六三年一月一六日には立法の計画の作成に参加し、同年一二月 いうことを述べ、一九六五年四月にはこのグループにおいて政府 にはこのグループにおいて、政府がどんな提案を受け入れるかと

と言われる。しかしこれは社会問題研究グループの働きが実を結 がこの研究グループと労働省の連絡に当った。企業委員会の改革 んだ例外的な事例である。 ある労働研究グループで可決された予備草案の影響を受けている にかんする政府草案は社会問題研究グループの中の小グループで の企業委員会の改革案を弁護した。労働省の代表者コラン(Colin) 社会問題研究グループの活動が成果をあげることができなかっ

この研究グループにおいて社会問題に関心の深い旧U・D・Tの 左派のゴーリスト達が大きな役割を占めていたため、この研究グ た最大の原因はそのメンバーの構成にあると考えられる。 即ち、

議員は誰でもメンバーになることができるように規定されている 研究グループの活動が議員グループの支持をらけることができな かったということである。専門研究グループは、そこに入りたい ループと議員グループ全体との間に考え方のずれが大きく、この

が、このことがこのような現象をもたらしたと言える。

中心人物ルメール (M. Lemaire) は、ある調査結果 (P. Delouvrier 時から一度も全体での会合を開いていない。この研究グループの 一九六三年一一月に国民議会で地域整備に関する討論がなされた 地域整備専門研究グループは一九六三年三月につくられたが、

設設置、 と考え、これを是正するために、地方の住宅の改良、 からパリ地方と地方との間の格差が次第に大きくなって来ている のロレーヌ地方を例にとった、一九五四年と一九六二年の調査) 専門教育施

増加を抑えるという政策をとろうとした。しかし、パリ地域はU・ N・R-U・D・Tが最も力をもっている地域であり、 税制の改革などの努力によってパリ地域の急速な人口の 議員グル

ープの中にパリ地域の出身者が占める割合は極めて大きいから

北法30(4:209)891

地域整備研究グループの下の住宅・建設小グループは建設省のグループを説得することはできなかった。(ダ)

条)。しかし、これは一般には「専門研究グループ」(略称は六二年一二月の規約の一八条、一九六八年七月の規約の一八の研究グループ」(groupe d'études permanent)である(一九日国民議会議員グループの規約上の正式の名称は「常設(1)ここに専門研究グループと呼んだものはU・N・R―U・

えた例は少なくない。(29)

ることにする。 L'U.N.R., op. cit., p. 154) ので、ここではこの俗称を用い頭文字を取って G. E. S.) と呼ばれている(J. Charlot,

この専門研究グループについて、シャルロは前掲L'U.N.R.の一五三―一六六頁において、議員グルーブの機関誌に直辞細な記述をしている。筆者もまたこれらの党内機関誌に直接当たること、そしてとくに彼の著書の記述の対象から外れた一九六五年以後の専門研究グルーブの実態について調べることを望み、党内の資料を入手するために出来る限りの手をつくしたが、U・N・Rの維承者である現在のゴーリスト政党 Rassemblement pour la République (R. P. R.)の本部にも、ベリの主要な公共図書館にもU・N・Rの党内機関誌に直は保存されていないのでこれらの資料に直接当たることはできなかった。以下の記述は基本的にシャルロの前掲書に基づくものである。

員会」(comité d'action parlementaire) と呼ばれるものがとい。この専門研究グループによく似た研究機関に「議会行動委限定されたものだと言えそうである。限定されたものだと言えそうである。

ある。これは一九六八年の規約(一九条)にはじめて出てく

るもので、それによると、『基本的な改革案の作成と実施を 必要とする議会の活動分野のために」設けられる。議会行動 必要とする議会の活動分野のために」設けられる。議会行動 が見会は個別的・具体的なテーマ毎に設置されるもので、こ 委員会は個別的・具体的なテーマ毎に設置されるもので、こ の点が専門研究グループと異なる。議会行動委員会は、一九 六八年九月の議員研究集会の際の活動が目立った(次節参照) 他は大きな働きはしていないといわれる (J. Charlot, Le phénomène gaulliste, op. cit., p. 125-126. ジャン・シャ レロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲)一四一頁)

(m) Combat, 13 déc. 1958, cité par J. Charlot, L'U.N.R.,

- op. cit., p. 153.

 (4) 農業専門研究グループはこの時期に議員提出法案の農業基(す) 農業専門研究グループはこの時期に議員提出法案の農業基がったが、一九六〇年香の議会で政府提出の農業基本法案がかったが、一九六〇年香の議会で政府提出の農業基本法案がかったが、一九六〇年八月五日法(D. 1960. L. 290)が生れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号は、農業事情について、『のびゆく農業』九九号は、農業事情について、『のびゆく農業』九九号は、農業事情について、『のびゆく農業』九九号は、農業事情について、『のびゆく農業』九九号には、中間に、中間に、中間に、中間に、中間に、中間に、、「のびゆく農業」、九九号に、「のびゆく農業」、九九号に、「のびゆく農業」、九九号には、「のびゆく農業」、九九号に、「のびゆく農業」、九九号に、「のびゆく農業」、1000円に、「のびゆく農業」、1000円に、「のびゆく農業事情について、『のびゆく農業」、1000円に、「のびゆく農業」、1000円に、「のびゆく農業」、1000円に
- (5) との時、農業省で専門知識を身につけた二人の公務員(5) との時、農業省で専門知識を身に移った。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154.)

及び一〇〇号(ともに一九六〇年)参照。

(6) 一九六八年七月に定められたU・D・R国民議会議員グル

する。 ープ規約一八条は専門研究ダループについて次のように規定

「議会活動の各部門 (secteurs) のために、この部門に属する政府法案や議員提出法案を検討する任務をもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループの研究の結論は定期的に政治局に提出される。常設研究グループのをもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループのをもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループのをもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループのをもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループのをもつ常設研究グルーブが設けられる。常設研究グループの権限に属する活動の各部門 (secteurs) のために、この部門に属すて、この本語の各部門 (secteurs) のために、この部門に属する話している。

- (7) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 155.
- (∞) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 155 (∞) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154
- (\(\text{\tinx}\text{\tinx}\text{\tin}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin\texit{\text{\text{\text{\texi}\xint{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texit{\text{\tet
- (1) 農業契約経済に関する法律については、Dalloz, 1964, L. ウ. 227. この法律は、生産条件の改善、価格の適正化など、 Monde, 14 déc. 1963.)
- (J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 156.)(21) ヴェイラはグリンピース生産者組合の責任者で、かんづめている。

料

- (4) 列とば、一して三耳一つ目こはオあを引ぶつ最告音リプア(3)以上の農業契約経済に関する法の制定過程については、J. 以上の農業契約経済に関する法の制定過程については、J.
- (4) 例えば、一九六三年一○月には財務委員会の報告者リヴァ(A) 例えば、一九六四年四月一三日には、農業災害保障にかんする政府案の報告者ブゥソオ (Bousseau) がこの研究グループを訪れた。また、一九六四年四月一三日には、農業災害保障にかれた。また、一九六三年一○月には財務委員会の報告者リヴァーブを訪れた。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 159.)
- ついて等。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 159.) 六三年四月二五日に農業契約経済にかんする議員提出法案に 行り、一九六三年四月一八日に牛乳と肉の価格にかんして、一九
- (2) Informations et documents, n° 15, juin 1964, cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160.
- (17) 軍事計画法は一九六四年一二月の議会で審議、可決された。 という巨費を投じて、「戦略的核兵器」の導入など軍備の近という巨費を投じて、「戦略的核兵器」の導入など軍備の近という巨費を投じて、「戦略的核兵器」の導入など軍備の近というに対している。
- (∞) Informations et documents, n° 2, 30 avr. 1963, cité par. J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160.
- た。(Informations et documents, n。2, 30 avr. 1963 citéた。(「立法部のための経済および財政の計画の非常に完全ななます。」との時財務大臣ジスカール・デスタンがこの会合に出席し

- par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160-161.)
- (2) この第二回目の会合はフランス 輸出 産業 連盟 (l'Union (2)) この第二回目の会合はフランス (2) に対している (2) に対し
- (집) 되노は、J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 161. ヒェス。 (੨) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 162.
- (2) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 162. なお、一九六五年六月、付加価値税の対象を商業等に拡大することと地方税の六月、付加価値税の対象を商業等に拡大することと地方税のリッスト議員グループからの多くの修正要求が容られた後可リスト議員グループからの多くの修正要求が容られた後可求された。(cf. J.-P. Dussaife, Le Parlement face à la réforme des taxes sur le chiffre d'affaires, R.F.S.P., 1966, p. 521.)
- (선) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 161

(%) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164 (名) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 163

第一日目は主として、ミルゲ(Mirguet)ら数人の議員によっ

(名) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164 (원) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164

第四節 議員研究集会

(les journées d'études parlementaires)

議会

parlementaires) も党所属の全ての議員を一同に集める点でこの れていないが、あとは毎年開かれている。一九五九年四月一四日 五年、一九六六年、一九六七年の三年間と、一九七三年には開か り、一九六〇年九月に第一回の集会を開いて以来、途中、一九六 て話し合う機会をもつのが常であった。これが議員研究集会であ が開かれる直前の三月か九月に保養地に集まり諸々の問題につい ——一五日に開かれた議員情報集会(les journées d'informations ゴーリスト政党所属の国民議会議員は、年に一度か二度、

> 次のような内容のものである。 望を表わしている」と言われた。この草案が定める新しい条項は よって「政治的な規律と一定の活動の自由を妥協させるという希 Deloncle) がこの問題にかんして提出した草案は、ルモンド紙に とりあげた。議員グループの総務アビブ=ドゥロンクル (Habib-有権の移転に対する課税」の制度に対して大多数が支持を表明し て準備された税制改革案を検討し、ミルゲらの提案した「土地所 第二日目には議員たちは議員グループの規約の改正の問題を

票において、グループのメンバーはグループの多数の考えとの堅 は、それは強制的な義務 (obligation impérative) となる」 ループが投票規律(la discipline de vote)を決定したばあいに とではあるが、それは義務的ではない (non impératif)。もしグ い連帯 (une constante solidalité) を表明することが望ましいこ の(entière)である。日常の議会活動において、 ーグループの内部において表現の自由と投票の自由は完全なも 発言・書面・投

の他は、 政策又は国民の生活と直接にかかわりをもたない(問題の)投票 九五八年一二月に制定された従来の規約においては、「党の 投票規律が原則」であったと言われているが、この度の

の国民議会議員のうち約百人が参加した。

ション (Arcachon) で開かれた。この集会には党所属の約二百人

第一回議員研究集会は一九六○年九月二二──二三日にアルカ

グループ自身が主宰する議員研究集会とは異なるものであった。 議員研究集会に似ているが、これは党事務局が主宰した点で議員

北法30(4・213)895

(に引用した草案は議員研究集会で可決され、後にそのまま一九六るとし、自由投票が原則であることを明らかにしたと言える。右には「グループが投票規律を決定したばあい」のみ拘束が生じ

二年の議員グループ規約の二四条の一部分にとりいれられた。

研究集会はまたオスタシュ(Hostache)の報告に基づいて行政の分権化(décentralisation administrative)の問題についてドブレしたが、この討論の中でシャトネ(Chatenet)はアルジェリア問題、外交などいわゆる「留保領域」に関する政策についてドブレ題、外交などいわゆる「留保領域」に関する政策にかんしては無条値に与えられた支持は「内政、社会経済政策にかんしては無条値が、と言った。

集会における議員たちの一般的な気持であったと言えよう。このように議員の自由を拡大しようというのが第一回議員研究

一九六一年の議員研究集会は二月と九月に開かれた。二月の集

の問題をとりあげる議員提出法案を提出することを可決し、付加の度の集会は、「労使の協力」(l'Association Capital-Travail)会は二月七日――九日アジャックシオ (Ajaccio) で開かれた。こ

税をかけることを内容とするミルゲ (Mirguet) 議員の提案を可決

また生活必需品の価格の引下げと高齢労働者に対する手当の

価値税の増額に対して反対し、

土地の譲渡にかんして千分の一の

た。

引上げを政府に要求することを決めた。

聞記者たちを前にして、自分たちの社会計画 (programme social)集会終了後、議員グループの会長レイモン・シュミットレンは新

だろう」と言った。 が満足を得ないならば、我々は予算案に対して賛成票を投じないが満足を得ないならば、我々は予算案に対して賛成票を投じないが「党と権力との対立をもたらす」ことを懸念して、「もし 我々

て具体的な問題をとりあげている点が注目される。このたびの議員研究集会においては、経済・社会の問題に関し

提出法案が上程されたのに、このうち二一しか譲院の譲事日程にの報告書は、第五共和制が成立してからの三年間に四九六の議員トマジニ(Tomasini)が提出した体制の擁護にかんする分科会

問題にかんする報告書は、M・R・Pグループ及び独立派との(選ち二○六が可決されたことを指摘し、政府の議会軽視を非難した。登載されなかったこと、政府提出法案の方は二七三上程されたう

挙協定を含む)協力が望ましいとした。

をあった。 Palewski)によって提出された。それは、「アルジェリアと本土は、の間の緊密な協力という解決方法を得るために、国家元首と政い、の間の緊密な協力という解決方法を得るために、国家元首と政 アルジェリア問題に関する 報告書は パルゥスキィ(Jean-Paul)

・ してこF)義員开記長点まし引一、日---ニヨニナノ=ラフを支配したことは、前回の議員研究集会の場合と同様であった。(a) 議員グループの政府からの自治を求める声が議員研究集会全体

選挙制の導入による憲法改正は「現在の権力の均衡を変えるもの課題となった。国民議会議員アビブ=ドゥロンクルは大統領直接のでるレフェレンダムに対する党の戦術を検討することが大きなめぐるレフェレンダムに対する党の戦術を検討することが大きなめたるレフェレンダムに対する党の戦術を検討することが大きなのである。国民議会議員アビブ=ドゥロンクルは大統領直接選挙制の導入の可否を

ったと見てよい。

ではなく、それを確立するものである」と言った。

成〟と応えるようにフランス国民に対して呼びかけた。最後に、た。ついで、決議は近く行なわれるレフェレンダムにおいて『賛義体制についての観念に対して留保なしの同意』を与 える と し「ドゴール将軍が九月二○日の演説において明らかにした民主主

議員研究集会は最後に決議を出した。 それ は、U・N・Rは

全ての人々の大規模な結集を検討する用意がある」と結んだ。 民衆的な (populaire) 共和国に対する支持をはっきりと選択する は説)

一九六三年の議員研究集会は同年九月二〇日から二二日まで、

言」は国民議会議員だけで採決したから、集会の性格は変らなか全員が参加した。ただし、集会の最後に出された「全体政策の宣のたびの集会には党所属の国民議会議員と元老院議員のほとんどれまでの議員研究集会には元老院議員の参加は少なかったが、これまでの議員研究集会には元老院議員の参加は少なかったが、これまでの議員研究集会には元老院議員の参加は少なかったが、これまでの議員研究集会には元老院議員の参加は少なかったが、これまでの議員がでいませば、

教派の統一あるブロックを構成しなければならない」と言って、にえていること」を祝った後、「あなたがたは、敵を前にして、多心えていること」を祝った後、「あなたがたは、敵を前にして、多年会の初日の全員集会において、議会対策担当の国務次官ビエ

その団結を訴えた。

者委員会、囧住宅委員会、灼病院改革委員会である。 された原案を検討した。六つの分科会は、⊖国民教育・青年・ス ポーツ委員会、仁祖国復帰者委員会(アルジェリアなどから本土 への復帰者の問題を扱う委員会)、日社会保障委員会、四高 年 齢 研究集会への参加者はその後六つの分科会に分れ、事前に配布

基金 (fonds national hospitalier) の創設を要求した。(2) 戸の増加が必要であるとし、これを実現するために建築許可の手 足を指摘した後、県レベルでの保健事業の再編成と全国的な病院 ル・ガル (Le Gall) 博士が報告した。彼は施設の欠乏と職員の不 続を簡略にすることを提案した。病院改革の問題に つ い て は、 した後、政府の計画のような毎年三五万戸の増加ではなく四五万 者プリウ(Prioux)の報告はこの問題が極めて重要なことを指摘 (Maziol)も参加して活発な討論を行なった。 この分科会の報告 を提案した。住宅問題についての分科会は担当大臣のマツィオル を批判し、学校及び大学の建設のための大規模な募債 (emprunt) 政構造 (structures administratives) の不適応と過度の中央集権 国民教育を取り扱った分科会の報告者ギロン (Guillon) は、「行

> を阻止し通貨の安定を維持する目的で政府がとった手段を全面的 の形成を目ざすドゴールの外交政策を支持すること、物価の上昇 政策の宣言は、アメリカと同盟を結びつつも自立したヨーロッパ 言」を可決し、ポンピドゥー首相の閉会演説で幕を閉じた。全体

ィナール (Dinard) で開かれた。 一九六四年の議員研究集会は同年九月二二日から二四日までデ に承認すること、などを内容とするものであった。

めをすることも、地方の指導者が自由になしうる、とされた。(2) 政党による名簿の作成がみとめられている)では、どんなとりき 中央の同意が必要であり、人口三万人未満の町村(ここでは複数 る)では、選挙の同盟 (les alliances électorales) を結ぶには党 きことを主張する者もあった。結局、両者の妥協がはかられ、 が、これに反対して、他の勢力との同盟は全国レベルで定めるべい。 重要な問題としてとりあげられた。若干の地方出身の議員は選挙 翌年春に行なわれる地方選挙における他の勢力との同盟の問題が 協定(les ententes électorales) のための戦術の自由を要求した 口三万人以上の町(ここでは閉鎖名簿式多数投票制が採られてい この集会では、分科会においても最終日の全体集会においても、

シド

最終日に二三四人の国民議会議員は全員一致で「全体政策の宣

ろう」と述べ、核武装を積極的に支持していた。 法は「戦略的な力をもつ最初の世代をつくることを可能にするだ んする報告書」を出し、それは短い討論の後全員一致で可決され ル・サンギヌティ (Alexandre Sanguinetti)が「国防の将来にか た。この報告書は、核武装をすすめることを内容とする軍事計画

ルギッシュに行なわれなければならない」と言った。(20) それは「経済的社会的民主主義の道において新しい前進がとげら (réactionnaires) として非難し、「次に来る選挙の時、 とする」人々と「極右又は極左の政党の独裁をもって 民 衆 主 権 春の地方選挙を意識して、「第四共和制の諸政党の体制に戻ろら とによってなされなければならないとした。この宣言はまた翌年 頂点においてだけでなく、地域レベルさらには各企業のレベルに れなければならない」とし、この前進は、経済社会評議会という (souveraineté populaire)に代える」人々とを「反動勢力」 おける一諸々のカテゴリーの市民の自発的な協力」を組織するこ 最終日の二四日に研究集会は「全体政策の宣言」を可決した。 闘いはエネ

> 議に出席すること及び委員会に出席することを求めた。 訴えた。彼はまた、議員たちに対して、重要な討論の時には本会 ラン・デュマ(Roland Dumas)らが憲法三四条の修正を企てて アンリ・レイは開会演説において、Fédération-Conventionのロ いることを意識して、第五共和制憲法を擁護するよう議員たちに

ックシオ (Ajaccio) で開かれた。国民議会議員グループの会長 九六八年三月の議員研究集会は、三月一六日と一七日にアジ

の議員研究集会では分科会は開かれた様子がない。 ポンピドゥー首相は閉会演説において、「多数派と野党の 議 席

このたび

席させることを約束した。首相はまた憲法三四条の修正の企てに 国民議会議員グループの定例の総会に政府のメンバーの一人を出

政府と議員グループとの関係を緊密にするために、毎週火曜日の 言い、議員が本会議及び委員会に欠席しないように訴えた。 数の差が少ないので、我々の立場は常におびやかされている」と

彼は

言及し、立法領域と規則領域の区別は極めて重要なものであると し、「政府はこの領域において譲歩しないし、憲法に規定さ れて

言った。 た。 23 いる政府の権利に対するいかなる侵害も受けいれないだろう」と 九六八年秋の議員研究集会は九月一〇日から一二日の間に、

年には三月と九月の二回開かれている。

は開かれた様子がないことは先に言ったとおりである。一九六八

一九六五年、一九六六年、一九六七年の三年間は議員研究集会

北法30(4・217)899

をし、最後に再び全員集会をした。このたび、議会行動委員会は、 と六つの議会行動委員会(五章三節の註20参照)に分かれて討議

ラ・ボール (La Baule) で開かれた。例年のように全員集会のあ

たびの研究集会で最も中心になった問題は大学問題であった。 革、企業への参加、物価の六つの問題ごとにつくられたが、この(タン) 大学、情報及び文化問題、雇傭、公職 (fonction publique) の改

国民教育相エドガー・フォール (Edgar Faure) は、資格試験

す る。 $\widehat{\mathbf{26}}$

だ」とし、初等教育及び中等教育を改革した後でなければ永続的 た。彼は「選抜制度(の採用)は一時的な問題でなく永続的な問題 な改革は行なわないと言い、選抜制度は直ちには実行出来ないと

ト議員が望んでいる改革について、消極的な態度を明 らか に し の代りに選抜試験(sélection)を導入するという多くのゴーリス

(hommes de la pensée) でもある」と言って、教育改革問題に正 (hommes d'ordre) であるけれども、同時に、思想をもった人間 ことだけを求めているとは思わない。我々は秩序を維持する人間 した。彼はまた、「私は、 選挙民が我々に対して秩序を維持する

る宣言、物価問題に関する決議、企業参加に関する決議)を出し この議員研究集会は最終日にいくつかの宣言(大学問題に関す

った。

面から取り組むという意欲を示した。

多様化され (être diversifié) なければならない。この多様化は現 可能にする職場を獲得する可能性を期待している。口高等教育は を確認したことである。一大学生の大部分は大学に対して知識の いての一般原則は学生が大学の責任と管理に関与することを要請 在の制度とは異なる選抜試験を可能にするであろう。白参加につ 伝達のみならず、この知識を出発点として自己を開発することを た。このうち「大学問題に関する宣言」の主要な内容は次の三点

の二つが要請されていると言った。 演説で開始されたが、この演説はドゴールが政界を去った後のゴ ーリスト政党には「開放性」(ouverture) と「団結」(cohésion) ボワズ(Amboise)で開かれた。集会はミシェル・ドブレの長い 一九六九年九月の議員研究集会は一一日と一二日の二日間アン

意思を確認した」という、極めて抽象的な、内容のないものであ おいて、大統領、首相及び政府の活動を支持するという一致した 両院の議員は「大統領、首相及び政府の財政再建というさしせま った事業において、第五共和制の政策目標に向から永続的努力に この集会は満場一致で決議を可決した。それは、党所属の国会

発展に及ぶものであったが、具体的内容には乏しいもの で あっ度、自由、世界におけるフランスの地位と役割、経済の近代化と

最後にシャバン=デルマス首相が閉会演説をした。それは、制

三月の集会は三月二〇日にバルビゾン(Barbizon)で開かれた。一九七〇年には三月と九月の二回の議員研究集会が開かれた。

この集会では党総務ロベール・プジャード (Robert Poujade) が

かった。

らの問題についても研究集会全体の意見がまとめられることはな

(Champanix)で引いてこ。こつぎつ長さこよこし可しつ国民後と一九七○年九月の議員研究集会は九月一六日―一八日シャモニー 究集会ては重要な漢説や討論や決議がなされた様子はない。

じなければならない」と言い、「現在の社会が個人を一層孤立さ断員と三五人の元老院議員のほとんど全員が参加した。歓迎演説議員と三五人の元老院議員のほとんど全員が参加した。歓迎演説議員とこれ人の元老院議員のほとんど全員が参加した。歓迎演説議員とこれ人の元老院議員のほとんど全員が参加した。歓迎演説

で行政改革の問題と行政の地方分権化の問題を討論したが、これ会全体の考え方がまとめられることはなかった。研究集会はつい発言したが、宣言とか決議のかたちでこの問題についての研究集ければならない」と結んだ。教育の問題については多くの議員が

せることを避けるためには、明日の社会の言葉を子供達に与えな

九七一年度予算は「計画」と調和がとれていると言い、土地政策(「は購買力の向上と労働条件の実質的改革を指摘した。彼はまた一を有する社会的な年でもある」、と言った。 この点に関し、 首相を有する社会的な年でもある」、と言った。 この点に関し、 首相を有する社会的な年でもある」が、「重要 な 意義を得にはシャバン=デルマス首相が演説をした。彼は一九七最終日にはシャバン=デルマス首相が演説をした。彼は一九七

一九七一年九月の議員研究集会は二八三人の国民議会議員、三

雇傭に有益であろうと言った。(3)

の財源は六〇%近く増加し、電信及び電話のための努力は産業と

で開かれた。最初の日に演説した国民議会のU・D・R議員グルの大臣を集めて、九月一五日から一七日までイエール(Hyères)六人の元老院議員、二四人の経済社会評議会の委員及び約二〇人

ープの会長マルク・ジャケ (Marc Jacquet) は立法部と政府の関

資 挙は「真に困難な選挙戦」だとして、多数派の団結の必要性を強

係の改善を政府に対して要求するとともに、一九七三年の議会選

会に分れ、それぞれの問題を検討し、分科会の報告書を作成した。(3) する分科会、地方及び市町村の改革に関する分科会の三つの分科 及び執行府と立法部の関係に関する分科会、経済・社会状況に関 マルク・ジャケの演説の後、集会の参加者は、議会活動の組織

dation) の帰結」であるとし、これに対処するために、台議院規則 会の危機は「(議会の)ゆっくりとした権力喪失(lente dégra

議会活動の組織及び執行府と立法部の関係に関する報告は、議

現実化すること、口本会議開会中の議員グループの集会の禁止、 を適用して演説を読むことの禁止や個人投票の義務などの規定を

た

摘し、政府に対する批判を表明した。(38) (morgue)、無礼 (insolence)、良心のなさ (inconscience)」を指 社会問題に関する報告書は行政専門職について、その「尊大さ

具体的提案をしている。(タデ)

最終日に演説したシャバン=デルマス首相は議会との協調を発展 このような強い政府批判、議会の復権を求める声を前にして、

> させることを約束した。このたびの議員研究集会では議員の考え(8) を宣言ないし決議のかたちでまとめることはなされなかった。

一九七二年三月の議員研究集会は、三月二三日から二日間ヌイ

度が改善されることが必要だ、とする徹底した政府寄りの演説を ティエ(Sabatier)が、現在の税制を積極的に評価し納税者の態 国民議会の財務委員会の総括報告者(rapporteur général)サバ 定と適用においてますます大きな役割」を果たさなければならな légié du gouvernement) であり、一経済政策及び社会政策の決 は国民議会は「政府との特権的な対話者」(l'interlocuteur privi-務委員会の委 員 長のジャン・シャルボネル(Jean Charbonnel) リイ (Neuilly) で行なわれた。第一日目、元大臣で国民議会の財 い、と政府が国民議会をより重視すべきことを訴えた。この他、(4)

り具体的内容のないものであった。 ちでまとめられることはなかったし、集会の演説は右に見たとお この研究集会では、議員たちの考えが宣言ないしは決議のかた

も、これまで保養地で開かれていたのにパリで開かれたことも異 れているブルボン宮内で行なわれた。集会が一日で終 っ た こ と 一九七二年九月の議員研究集会は九月一九日に国民議会の置か

例なことであった。 この研究集会は、

財務委員会の総括報告者サバティエによる一

いかなる妥協もしないことが本質的に重要なことだと言った。メ

こと」を訴えた。(42) のだとしてこれを讃美した後、国民議会における予算の討論にお 約束を守り、最近の約束を実施に移し、新しい約束を告げる」も 九七三年度予算案の説明で始められた。彼は、予算案が「過去の いて「グループの統一とグループの活動の有効性をいま一度示す

て広く伝えられた二つの定式 (axiomes)」を反駁し、第五共和制 ことにおいて何の役割も果さなかったという、若干の新聞によっ 社会政策に関する報告書を提出した。彼はこの報告書の中で、「第 の社会政策は「一九一四年の戦争以来行なわれてきた社会政策の 五共和制は反社会的政策を行なったし、議会は社会政策を定める リバドー=デュマ (R. Ribadeau-Dumas) 議員は第五共和制の

もとづいて討論が展開された様子はない。 うちで最も活発なものである」と言った。しかし、この報告書に (**)

> ることを明らかにし、「議会の全ての提案 (suggestions) は検討 ならないとした。彼はまた議会との協力関係を強化する意思のあ 工業化を促進すること」などにより新しい経済を建設しなければ 変動しつつある分野 (secteurs en mutation) を近代化すること、 スメル首相は、経済の分野において、「物価の上昇を抑制すること、 成している諸組織間の連帯という二つの連帯」の必要性を強調し されるだろう」と言い、「政府と多数派との連帯及び多数派 を 構

九七三年には議員研究集会は開かれなかったようである。

九七四年三月の議員研究集会は三月一六日と一七日の両日

た。35

の集会の参加者は約六○人で極めて少なかった。(49) ジャン・スュール・マルヌ (Nogent-sur-Marne)で開かれた。こ

られなければならない」と言い、政府に対しては、「体系的」且つ 員たちに向かっては「個人間の争い又は派閥をつくることは斥け 「永続的な」多数派との協議を実行することを求めた。

議員グループの会長クロード・ラベ (Claude Labbé)

は、 議

は議会を「行政官僚機構」 (technostructure) に対する「対抗重 国民議会議長のエドガー・フォール (Edgar Faure) は、

制度、 トは、

外交政策、

経済政策及び社会の進歩の領域においては」、

とメスメル首相の演説を聞いた。 ドブレは、「自分たちゴーリス

伝統主義者でありながら同時に改革者であるとし、政治ようないます。

研究集会は午後、国防担当の国務大臣で元首相のドブレの演説

北法30(4・221)903

力」(contrepoids) と見なければならない、と言った。(st)

派にとって重大な失敗の原因になるだろう」と言った。を拒否したのを知って驚いた」、と言って政府を非難した上、「もを拒否したのを知って驚いた」、と言って政府を非難した上、「も要求した。彼は「経済及び財政大臣が所得政策について語ることを政府にドブレは物価の上昇を心配し、積極的政策をとることを政府に

するものであった。エネルギー問題については、政府がとった政策は「何人によっても厳しく異議をとなえられること はなかった」と言って自賛し、左派の共同綱領はエネルギー問題に一いては政府が定める三つの政策(politique de développement)を遂行すること。具体的には優先順位をつけながら発展の政策を行なう。(1)は、社会的平和の維持。政府は雇傭政策を実施し「犠牲の公平な配分」を確保する。具体的には、一九七四年の国民生産から二%を天引し、それを石油製品の価格上昇分の支払に当てる。この方法によって犠牲を石油製品の価格上昇分の支払に当てる。この方法によって犠牲の公平な配分が可能だとした。(4)は、平和のよりよい安定を見出すこと。この点について、「インフレーションの内在的要因を抑すこと。この点について、「インフレーションの内在的要因を抑すると、この点について、「インフレーションの内を的要因を抑すこと。この点について、「インフレーションの内をとなえられることはなかった。

つそれを速やかに実施すること」が適切であるとした。えること」と「価格と賃金について同時に総合的政策を定め、且

動が多数派の団結と飛躍に依存することは不可欠である。」と言最後にメスメルは、「我々が行なら活動が何であれ、 政府の活

方で政府が議員に対して団結と支持を呼びかけるという、政府とのような役割を失い、一方で議員が政府に対して不満を示し、他議会活動を準備するためのものと考えられる。しかし、次第にそのような役割を失い、一方で議員が政府に対して不満を示し、他のような役割を失い、一方で議員が政府に対して不満を示し、他のような役割を失い、一方で議員が政府に対して、政府といい、U・D・Rの団結を呼びかけた。

議員の交流の場という性格が強くなってきている。

- (1) 議員研究集会は重要な集会であるため、ルモンド紙は大きなスペースをとってこの集会の様子を伝えるのが常であるが明についてのみ議員研究集会についての記述を欠いている。間についてのみ議員研究集会についての記述を欠いている。このことから判断して、この集会は一九六五年から三年間はこのことから判断して、この集会は一九六五年から三年間は開かれなかったと思われる。一九七三年についても事情は同様である。
- おいて同年四月一四日と一五日の両日にわたって開かれた。(2)一九五九年の議員情報集会はアスニエール(Asnières)に

凹つの分科会は、U・N・Rの議員の役割にかんするもの、 会は四つの分科会に分かれて討論した後、全体集会を開いた。 この集会には多数の国会議員の他地方の代表が参加した。 politique 1959, p. 44.) 現代フランスの政治問題にかんするもの、教育問題にかんす 会を司会したのは党総務のシャランドンであった。(L'Année あった。この議員情報集会の中でとくに重要な最後の全員集 るもの、U・N・Rの地方への定着にかんするものの四つで 集

- (3) 以下の記述は Le Monde, 24 sept. 1960. による。
- (4) Le Monde, 24 sept. 1960
- (5) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146
- (6) 以上の一九六一年二月の議員 研 Monde, 12-13 fév. 1961. 以よる。 究集会につい て は
- (7) トマジニの言うとおり、 案が法律になった例は極めて少ない。第四共和制及び第五 出法案の付託数・採択数について、深瀬忠一「立法過程の 和制(最初の二年)の議会における政府提出法案及び議員提 (フランス)」(『比較法研究』二三号) 一一三頁参照。 第五共和制の下では、 議員提出 研
- (8)以上の一九六一年九月の議員 研 究 集 会 に つ い て は Le Monde, 24-25 sept. 1961. ヒょる。
- (9)ルモンド紙のギシャール (Alain Guichard) 記者は のU・N・Rの議員たちは、強く語ることによって、無条件 に同意する場合以上に権力に自分たちの声を聞きいれさせる 多く

- 25 sept. 1961.) という気持をもっている」 と記している。(Le Monde, 24-
- (1)一九六二年九月の議員研究集会については l'Année politique 1962, p. 104. による。
- (Ⅱ) Le Monde, 21 sept. 1963
- (일) Le Monde, 24 sept. 1963
- (의) Le Monde, 21 sept. 1963
- (4) Le Monde, 21 sept. 1963
- (5) Le Monde, 22-23 sept. 1963
- (또) Le Monde, 24 sept. 1963
- (17) これらの議員が求めた他の政党との選挙協力と 槹。(Le Monde, 25 sept. 1964.) M・R・P、ラジコーと共同名簿をつくるこ と で あ

は、

独 立

- (\(\tilde{\tiilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tilde{\tii
- (의) Le Monde, 25 sept. 1964
- (없) Le Monde, 26 sept. 1964
- (21)憲法三四条は、議会の権力を抑制するために第五共和制 tutions politiques et droit constitutionnel, P. U.F., 1970 項に限られ、規則制定事項は拡大されたから、 である。この規定により、立法領域は三四条で列挙された事 法が設定した条項の一つで、立法領域を厳格に規制し おいて政府の立場は強くされた。(cf. M. Duverger, Insti-784 et suiv.) 議会の犠牲に た条項

- (≈) Le Monde, 17-18 mars 1968
- (전) Le Monde, 12 sept. 1968 (있) Le Monde, 19 mars 1968

- (25)以上は Le Monde, 13 sept. 1968.による。 .26)この「大学問題に関する宣言」は、大学改革に関する分科会 会において再検討されることになった(Le Monde, 13 sept. 決に付されることはなく、後に定例の議員グループの議員総 れた後――可決されたものであるが、これは全体の集会の採 によって――ポンピドゥー首相が出した若干の修正を受けい
- (27)ドブレがここで用いている「解放性」という言葉が何を意 味しているかは必ずしも明白でない。彼は「解放性とは…… すれば我々は良いゴーリストになるだろう」と 言っ た (Le い。……共和主義者であり且つ愛国者でありなさい、そう 方向と政治活動の方向に忠実でありつづけなけれ ば な ら な たないが、例示として我々に示されたドゴール将軍の思想の い」と言い、「我々は、誰もドゴール将軍の名で語る権利をも 我々の教説と我々の本質的立場を放棄するための機会ではな
- (≈) Le Monde, 14-15 sept. 1969 行動を柔軟に解釈しようということであろう。 「解放性」とは、ドゴールが去った現在、ドゴールの思想や

Monde 12 sept. 1969)。 結局ドブレがここで強調している

- (있) Le Monde, 14-15 sept. 1969
- (였) Le Monde, 21 mars 1970
- (31)このたびの議員研究集会については、 ルモンド紙も党総務

プジャードの演説を紹介する短い記事を掲載する の みで あ

- (있) Le Monde, 17 sept. 1970. る。
- (쬤) Le Monde, 17 sept. 1970.
- (옷) Le Monde, 19 sept. 1970.
- 、35)マルク・ジャケはとくに「テクノクラシーの権力の過度の拡 Monde, 16 sept. 1971.) する「事前の且つ体系的な諮問」が必要だとした。(Le を非難し、立法部と政府との関係の改善のために 議 会 に 対 こそが立法部と政府の関係の悪化の原因である、としてこれ 大 (l'extension hyperbolique du pouvoir technocratique)]

受けるのは困難だったのである。

1968)。この議員研究集会で直ちに議員グループ全体の支持を

- (%) Le Monde, 16 sept. 1971
- (줐) Le Monde, 15 sept. 1971
- (였) Le Monde, 18 sept. 1971 (ℜ) Le Monde, 15 sept. 1971
- (\$) Le Monde, 24 mars 1972
- (41) サバティエは現在のフランスの税制は高齢者及び商人・手 官吏に対する態度及び税務官吏の納税者に対する態度が変わ 工業者に対して優遇措置がとられている点で「社会的」であ また「効率がよい」税制だと言った後で、「納税者の税務

1972) 1972)

員の議会活動を厳格に規制する規定を設け、しかもこれらの規定

は厳格に適用されている。このことはグループの統一のためには

- (4) Le Monde, 20 sept. 1972 (4) Le Monde, 20 sept. 1972
- (4) Le Monde, 21 sept. 1972 (5) Le Monde, 21 sept. 1972
- (4) Le Monde, 19 mars 1974

て、議会の重要性を強調した。(Le Monde 19 mars 1974.)ののconcours à l'élaboration)、「統制」――これはむし協力」(concours à l'élaboration)、「統制」――これはむしら、「追従」になっていると彼は言う――の三つの役割があると指摘した後、「真の思索者(meditateur)は議会だは「発議」、「制定への(犯)エドガー・フォールはまた、議会には「発議」、「制定への(犯)エドガー・フォールはまた、議会には「発議」、「制定への

Monde 19 mars 1974. による。 Monde 19 mars 1974. による。

一大いに有益ではあるが、他方で議員の不満を生じた。
 大いに有益ではあるが、他方で議員総会を置き、運営の機関とはむし
 関であるが、それは政治局によって審議日程に登載された問題し関であるが、それは政治局によって審議日程に登載された問題し関であるが、それは政治局によって審議日程に登載された問題し関であるが、それは政治局によって審議日程に登載された問題した。

言える。 立つので、会長になるためには、大統領や首相の支持も必要だと立つので、会長になるためには、大統領や首相の支持を受けた候補者が有利な立場にっている。会長は議員の投票で選出されるから議員の意向は無視

ープを代表し、グループの規律を維持するという大きな権限をも

ンバーとで構成されるが、譲院の議長や委員長などの法定メンバ告などを行なう。政治局はグループが選出するメンバーと法定メ議会の役職への候補者の指名、委員会への議員の配分、懲罰の宣

政治局は、修正案を作成する目的での政治的問題の検討、

国民

ーが数の上でかなりの割合を占める。

研究機関として置かれている専門研究グループは、ほぼ常任委

第五章のまとめ

における法案の提出、質問、発言、委員会における投票など、議ならないとする、いわゆる「投票規律」の制度をはじめ、本会議で議員の投票を拘束するばあい、議員はこの決定に従わなければで議員の投票を拘束するばあい、議員はこの決定に従わなければ国民議会において、ゴーリスト政党所属の議員は一つの議員グ

員会に対応しているが、関係する常任委員会のメンバーが参加す

資 連する問題を研究する他、議員提出法案の作成、政府法案に対す ちがここを訪れるという事例が見られた他、政府がその職員をこ ループは政府と議員の交流の場としても機能した。即ち、大臣た る意見の提出、修正案及び質問の調整を任務とした。専門研究グ 希望する議員は誰でも参加しうる。専門研究グループは関

こに派遣するといった事例も見られた。

かった。社会問題専門研究グループは精力的な活動をしたが、そ 問題に対する議員の関心がうすいため、活発な活動を展開しえな 専門研究グループは、おしなべて大きな成果をあげることができ 作成しこれを成立させるという成果をあげた。このグループはま 動を展開し、政府との緊密な協調の下に、重要な議員提出法案を 題専門研究グループは、その対象が秘密にされやすいことと対外 十分でないため大きな成果をあげることができなかった。 なかった。経済及び財政問題専門研究グループは政府との協力が た大臣に情報を与えるという役割も果たした。これに対して他の ープごとに異なっていた。農業専門研究グループは最も活発な活 しかし、専門研究グループの実際の活動の状況は、個々のグル 対外問

のメンバーに旧U・D・Tの左派の人物が多く、このグループの

研究したものがグループ全体の支持を得ないことが多く、 結局大

かれる議員研究集会は、議員グループの規約にもとづくものでは きな成果をあげることは出来なかった。 年に一度か二度、議会の会期が始まる直前に全議員を集めて開

が、 的な問題をとりあげ、実質的な討議をすることが少なくなかった 分異なっている。一九六八年迄は、 毎に異なるが、一九六八年までと一九六九年からとでは様子が大 ないが大きな意味をもつ集会である。この集会のあり方は、 一九六九年以降はそういうことはほとんど見られ なく なっ 経済社会政策にかんする具体 集会

ポンピドゥーが大統領になった一九六九年以降は、 ると、議員研究集会は、本来は議員相互の討論の場であったが、 を求める演説が目立つようになった。このようなことから判断す くなくなった。さらに、一九六九年以降、首相や大臣の政府支持 た。また、一九六八年の集会までは、集会の最後に「宣言」や 「決議」を採択しているが、一九六九年以降はそういうことは全 議員相互の討

議員に対して協力を訴える場になったと言える。 論の場というよりも、 政府と議員との交流の場、 とくに、政府が

La structure et tendances idéologiques du Parti gaulliste sous la V^e République (3)

Yoshiyasu Ono*

V. Les parlementaires gaullistes constituent un groupe. Ses statuts règlent strictement les actes de ses membres en l'Assemblée nationale (vote, présentation de la proposition de loi, présentation des questions et intervention). Ces statuts sont utiles pour faire la cohésion du groupe, mais, en même temps, ils produisent des mécontentements de parlementaires.

Le groupe parlementaire gaulliste établit quelques organes (réunion plénière, président, bureau politique, groupes d'études spécialisés, journées d'études parlementaires). La réunion plénière, le président et le bureau politique sont organes de direction. Parmi ces trois organes le président et le bureau politique exercent de grands pouvoirs.

Les groupes d'études spécialisés correspondent à peu près aux comités permanents parlementaires. Chacun de ces groupes est chargé d'étudier les problèmes relevant de son secteur et d'examiner les projets et les propositions de loi. Ils remplissent, en même temps, une fonction come lieu des contacts entre le gouvernement et les parlementaires gaullistes. Mais les activités réelles de chacun de ces groupes sont différentes selon les groupes. Un de ces groupes, celui d'agriculture déploie une activité la plus dynamique et, avec le concours du gouvernement, il obtient d'excellents résultats.

Les journées d'études parlementaires qui se tiennent une ou deux fois chaque année jouent un rôle important. L'aspect de ces journées a changé cependent à partir de l'année 1969. Jusqu'à

北法30(4·279)961 VI

^{*} Professeur adjoint de Hokkai-gakuen Kitami Université

l'année 1968, ces journées avaient examiné les questions concrètes concernant la politique économique et sociale, et adopté souvent 《la déclaration》 ou 《la résolution》. À partir de l'année 1969, ces journées n'examinent plus de question concrète et les discours du premier ministre et des ministres se font remarquer. À en juger par ces faits, à partir de ce moment là, elles ne sont plus lieu où les parlementaires traitent les questions concrètes, mais lieu où le gouvernement fait appel au concours des parlementaires gaullistes.

(à suivre)

VII 北法30(4·278)960